

医療費水準地域差要因分析等事業について

岐阜県国保運営方針 第5章 1 (1) 抜粋

- ・県は、KDBシステム及びNDBシステムを活用し、医療費水準の地域差に関する要因分析（見える化）を進めます。
- ・その上で、岐阜県国民健康保険団体連合会と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行います。

1 事業の目的

岐阜県国保運営方針に基づき、県（国民健康保険課）と県国保連が連携し、医療費水準の地域差に関する要因分析（見える化）に取り組む。

2 事業内容

- 市町村ごとに医療・健康診査・介護に関するデータ（以下「医療等データ」という。）を活用し分析を行い、県内の医療費水準の地域差の要因を「見える化」。
- 「見える化」の内容について、「県国保連携会議」（県・市町村・国保連で組織）、「保険者協議会」（国保・協会けんぽ・健康保険組合・共済組合・後期高齢者医療・医師会等で組織）などを活用し、市町村等の意見を反映。
- 分析結果については、上記会議等や5圏域ごとに開催するガイダンス・研修会で周知。分析結果の理解促進及び保健事業の展開支援。

3 実施方法

- 県は、事業を県国保連に委託して実施。
- 市町村等が保有し県国保連が保管する医療等データを、平成26～29年度の4年分について抽出し、他のデータベース（地理データ等）と組み合わせ分析。
- 各データの抽出は、県と市町村等の間で分析等事業実施に係る協定書を締結したうえで、県国保連が実施。
- 県国保連は、分析データ（特定個人を識別することができないように加工して得られる情報であって当該医療等データを復元することができないようにしたもの）の作成、分析については「一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構」の協力を得て実施。

4 実施期間

平成30年10月から平成32年3月まで（県議会における関連予算の成立が前提）

5 実施状況

- 10月12日 県補正予算の成立
- 10月15日 県と国保連との委託契約書の締結
- 10月15日～11月19日
県と市町村等との協定書及び市町村等と研究機構との覚書の締結
- 11月30日 国保連から医療経済研究機構へ分析データの提供、分析開始
- 2月22日 市町村等対象ガイダンスの開催
- 3月末 市町村に図やグラフ等で分析結果を確認できるツールを提供